

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	向峠地域 (向峠東、向峠西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

向峠地域は、錦町の北部に位置し、島根県との県境にある山間部です。農用地面積は46haで、内訳として田が37ha、畑が7.9haとなっており、地域内人口は、96人50世帯で、その内70才以上が47人という状況。地域内には、認定農業者4名(内、法人2)と、担い手の数も多く耕作放棄地はほぼ発生していない。水田では、水稻・酒造好適米・WCSを栽培し、畑地では、たまねぎ・飼料作物(青刈りトウモロコシや牧草)、ハウスでは、わさび・トマトを主に栽培している。

中山間直接支払制度、多面的機能支払事業の取組を継続し、現在の担い手で農地を維持していく。しかし、担い手の平均年齢が高めなので、新規就農者や後継者の確保・育成も今後の課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産であるわさびについて、県や市・JA等関係機関と連携をしながら、経営安定を図っていく。また、わさび農業体験ツアー等のイベントを開催し、新規就農者の確保を図る。

地域内の畜産農家との耕畜連携により、WCS用稲や青刈りトウモロコシ等の飼料作物を栽培し、給餌し、堆肥散布を行う循環型農業にも取り組んでいる。

飼料作物や玉ねぎ等を耕作している農地は、経営所得安定対策事業の畑地化促進事業に取組、生産量の増加を図る予定。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農する農家に後継者がいない場合、地域計画を見直しながら、農地中間管理機構を通じて隣接する担い手に貸付し、集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付し、その農地を隣接する担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路等の設備が老朽化しているため、補修が必要な個所があれば、状態に応じて対策・修繕を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では専業農家が多く、今後も地域の農地は地域で守っていくことを基本とする。 農業体験ツアー等のイベントを通じて新規就農者の確保に取り組む。 新規就農者へは、地域内の決まり事や技術支援を地域一体となつてとりくんでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農事組合法人が水稲の作業代行(田植:0.7ha)(稲刈:0.7ha)を受けている。さらに、ミネラル散布は1.2ha行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。
- ②⑨畜産農家と協力し堆肥散布した圃場に水稲及びWCS用稲の作付けを行う。  
畜産農家は地域での循環型農業に取り組んでいる。
- ③ドローンを活用し、農薬等の散布を行い、作業効率を図る。
- ④野菜や飼料作物のエリアは畑地化を推進する。
- ⑦中山間等直接支払交付金事業や多面的機能支払制度を継続し、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑧農事組合法人では多くの機械を保有しており、今後も機械の更新・整備が必要。